

調達事務細則

(平成 18 年 4 月 1 日 細則第 1 号)

- 改正 平成 19 年 6 月 21 日 細則第 11 号 (ア)
- 改正 平成 19 年 7 月 26 日 細則第 13 号 (イ)
- 改正 平成 20 年 12 月 5 日 細則第 5 号 (ウ)
- 改正 平成 21 年 4 月 1 日 細則第 2 号 (エ)
- 改正 平成 21 年 6 月 18 日 細則第 6 号 (オ)
- 改正 平成 21 年 7 月 1 日 細則第 9 号 (カ)
- 改正 平成 21 年 9 月 3 日 細則第 12 号 (キ)
- 改正 平成 22 年 11 月 18 日 細則第 9 号 (ク)
- 改正 平成 23 年 8 月 1 日 細則第 4 号 (ケ)
- 改正 平成 25 年 6 月 12 日 細則第 3 号 (コ)
- 改正 平成 26 年 6 月 20 日 細則第 3 号 (サ)
- 改正 平成 26 年 6 月 30 日 細則第 8 号 (シ)
- 改正 平成 27 年 6 月 29 日 細則第 9 号 (ス)
- 改正 平成 29 年 1 月 10 日 細則第 8 号 (セ)
- 改正 平成 29 年 11 月 9 日 2017 年度 財調企第 1044 号 (ソ)
- 改正 平成 30 年 6 月 28 日 2018 年度 財調企第 1016 号 (タ)
- 改正 平成 31 年 4 月 25 日 2019 年度 管総総第 1023 号 (チ)
- 改正 2020 年 3 月 30 日 2019 年度 管総総第 1154 号 (ツ)
- 改正 2020 年 10 月 7 日 2020 年度 財調企第 1052 号 (テ)
- 改正 2021 年 1 月 5 日 管総総第 1119 号 (ト)
- 改正 2022 年 3 月 29 日 2021 年度 財調企第 1066 号 (ナ)
- 改正 2022 年 6 月 10 日 2022 年度 財調管第 1147 号 (ニ)
- 改正 2023 年 1 月 17 日 2022 年度 財調管第 1702 号 (ヌ)
- 改正 2023 年 10 月 31 日 2023 年度 財調管第 1476 号 (ネ)
- 改正 2024 年 2 月 8 日 2023 年度 財調管第 1687 号 (ノ)
- 改正 2024 年 3 月 28 日 2023 年度 財調管第 1846 号 (ハ)
- 改正 2025 年 2 月 26 日 2024 年度 財調管第 2558 号 (ヒ)
- 改正 2025 年 6 月 19 日 2025 年度 財調管第 1185 号 (フ)
- 改正 2026 年 3 月 30 日 2025 年度 成財調管第 2178 号 (ヘ)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、調達規程（平成 18 年 3 月 8 日規程 22 号。以下「規程」という。）第 22 条の規定に基づき、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）における調達事務の基本的な手続を定め、適正かつ効率的な調達事務の実施を目的とする。(ハ)

(適用範囲)

第 2 条 規程第 2 条に定める工事、委託、物件、調査等の契約とは、権限規程別表 8. 契約締

結に関する事項に定める次の各号に掲げる契約をいい、その契約の事務については、規程及び物品等又は特定役務の調達手続に関する細則（平成 18 年 4 月 1 日細則第 9 号）の定めによる他、この細則の定めるところによる。(タ) (ハ)

- (1) 工事（受委託工事を含む。）(タ)
- (2) 製造及び購入（不動産の取得を除く。）(タ)
- (3) 動産の借入れ及び当該借入れの更新(タ)
- (4) 役務の調達（委任及び準委任に係る役務のうち、特定役務に該当しないものを除く。）(ハ)
- (5) 調査、測量及び設計(タ)

（契約責任者）

第 3 条 規程第 4 条に定める契約責任者は、特に必要があると認めるときは、自己の代理人である契約責任者（以下「代行責任者」という）を指定し、その者に契約を担当させることができる。この場合、代行責任者は契約責任者の名において、その職務を代行するものとする。(ハ)

2 契約責任者は、契約担当者を指定してその事務を行わせることができる。(ハ)

（入札契約情報の開示及び情報管理）

第 4 条 調達部長は、入札及び契約の過程並びに契約内容に係る情報について、別に定めるところにより公表し、透明性の確保を図るものとする。(ハ)

2 前項の規定により公表する情報であって公表前のもの又は公表できないと認められる情報については、別に定めるところによりその管理を徹底するものとする。(ハ)

（入札監視機能の強化）

第 5 条 会社は、入札及び契約の透明性の確保並びに監視機能の強化を図るため、別に定めるところにより、第三者で構成する競争契約監視委員会を設置し、当該委員会の意見を適切に反映させるものとする。(ハ)

（契約不適格者）

第 6 条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、契約の相手方とすることができない。(ハ)

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他の反社会的勢力に関与する者、又は警察当局から暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者
- (4) 契約の履行に当たり、建設業法その他法律に違反、不正・不誠実な行為をする等、契約の相手方として不相当であると認められる者

(5) その他契約責任者が契約の相手方として不相当と認めた者

2 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実の確認後 24 ヶ月以内で、契約の相手方としないことができる。(ハ)

- (1) 契約の履行に当たり、工事・製造を粗雑にし、又は物件の品質・数量に関して不正な行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者
- (3) 契約の相手方として決定した者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約の一部又は全部を履行しなかった者
- (6) 性能、機能、技術等に関する提案をし、会社が受諾したにもかかわらず、正当な理由がなくそれを履行しなかった者
- (7) 契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、第三者又は関係者に、死亡者又は負傷者を生じさせ、若しくは損害を与えた者
- (8) 会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
- (9) その他会社に著しい損害を与えた者

第2章 競争契約

(契約の方法)

第7条 規程第5条に定める競争契約の方法は一般競争とし、公告をして競争への参加を希望する者を募り、入札をさせることにより競争に付すものとする。(ハ)

(有資格者の登録)

第8条 調達部長は、規程第6条に定める競争参加資格に関して、別に定めるところにより、業種ごとに適当と認めた者を「競争参加資格者」(以下「有資格者」という。)として登録するものとする。(ヌ)(ハ)

(定期の登録)

第9条 調達部長は、前条により資格を定めたときは、契約の種類ごとに、原則として、3年に1回又は必要の都度、一定の様式を定めて当該資格を審査するために必要な事項を申請させなければならない。(ハ)

(有資格者に対する措置)

第10条 調達部長は、第8条に定める有資格者の登録後、有資格者としての要件を満たさなくなった場合は、別に定めるところにより、会社と当該者との取引現況を勘案の上、有資格者の登録の取り消しを行うものとする。(ハ)

2 調達部長は、有資格者が別に定める措置要件の一に該当するときは、当該有資格者に対し、別に定めるところにより、取引停止等の措置を講じるものとする。(ハ)

(競争参加者に求める条件の設定)

第11条 契約責任者は、契約の性質又は目的により、競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、第6条に定める制限に加え、契約ごとに有資格者に対して競争参加資格の業種、契約に係る履行実績等を規程第7条に定める条件として設定することができる。(ハ)

(条件の審査の申請)

第12条 契約責任者は、前条により条件を定めたときは、有資格者に対し、競争に参加できる者の条件の適否を判断するために必要な事項の申請を求めなければならない。この場合において、これらの事項は入札の公告で明らかにしておかなければならない。(ハ)

(契約制限価格の設定)

第13条 契約責任者は、規程第8条第1項に定める契約制限価格を図面、仕様書、数量等に基づき設定するものとする。ただし、契約制限価格の設定を要しないと認められるものについては、これを省略することができる。(ハ)

2 前項の規定にかかわらず、工事を一般競争に付する場合において、次の各号のすべてに該当し、かつ、契約責任者が認めたときは、協議合意方式を適用し、前項の契約制限価格に代えて規程第8条第2項に定める契約参考価格を設定することができる。この場合において、次項、次条、第24条及び第26条に「契約制限価格」とあるのは「契約参考価格」と読み替える。(ハ)

(1) 契約制限価格が別に定める政府調達基準額未満と見込まれる場合

(2) 事業執行上の制約等により時間的余裕がない場合又は工事の施工内容の特殊性や資材価格等の急激な変動等により市場価格を反映した合理的な積算が困難なために落札者がいないおそれが高い場合

3 契約責任者は、契約制限価格作成の基礎となった書類は秘密としなければならない。ただし、契約締結後は、契約制限価格を公表することができる。(ハ)

(契約制限価格の設定方法)

第14条 契約責任者は、当該契約に関する価格の総額について、契約制限価格を定めるものとする。ただし、一定期間継続して行う物件の購買等の契約を締結しようとする場合は、単価について契約制限価格を定めることができる。(ハ)

2 契約責任者は、前項の契約制限価格について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。(ハ)

(競争参加希望者の募集)

第15条 契約責任者は、一般競争に付する場合は、別に定めるところにより期間を確保した上で会社のホームページに掲載し、当該入札を公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は契約の性質上必要がないと認めるときは、入札準備に支障のない範囲でその期間を短縮することができる。(ハ)

(競争参加希望者の条件審査等)

第16条 調達部長は、前条の募集に応じて競争への参加を希望してきた者（以下「競争参加希望者」という。）があったときは、その者が第6条に該当していないかどうか及び第11条により設定される条件を満たしているかどうかを遅滞なく審査するものとする。(ハ)

2 調達部長は、前項の審査の結果、競争参加希望者のうち第6条に該当する者又は第11条により設定される条件を満たしていない者があったときは、契約責任者の承認を得た上で、その者に対して当該競争に参加する資格がないと認めた理由を付して書面又は電磁的方法により通知するものとする。(ハ)

3 調達部長は、前項により当該競争に参加する資格がないと認めた者以外の者（以下「入札参加者」という。）の当該競争における入札への参加を認めるものとする。(ハ)

4 調達部長は、連結子会社等管理規程（平成19年3月28日規程第17号）に定める連結子会社については、原則として一般競争及び企画競争への参加を認めてはならない。(ハ)

(入札に必要な書類の交付)

第17条 調達部長は、前条第1項の審査後、速やかに、入札参加者に対し、次の各号に掲げるもののうち、当該入札に必要な書類を交付するものとする。(ハ)

- (1) 入札・契約事項説明書
- (2) 契約条項
- (3) 仕様書
- (4) 図面
- (5) その他入札に必要な書類

2 調達部長は、必要があると認める場合は、前項により交付した書類を入札参加者から回収することができる。(ハ)

(現場説明等)

第18条 契約責任者は、一般競争に付する場合、入札に付する事項についての現場説明又は机上説明は、特に必要があると認めるときを除き、行わないものとする。(ハ)

2 契約責任者は、現場説明又は机上説明を行う場合は、場所及び日時を指定して入札参加者ごとに行うものとする。(ハ)

(入札の方法)

第19条 調達部長は、入札参加者に対し、契約を希望する金額を記載した入札書及びその内訳書（ただし、単価をもって入札する契約については、内訳書の提出を求めない。以下「入札書等」という。）を提出させなければならない。(ハ)

2 調達部長は、入札参加者のうち前項の入札書等を提出期日までに提出しなかった者については、当該競争を辞退したものとして取り扱うものとする。(ハ)

(入札書等の取り扱い)

第20条 調達部長は、入札書提出期日前まで、受領した入札書等を秘密のものとして管理し、理由の如何を問わず引換、変更又は取り消しを行わせてはならない。(ハ)

(開札)

第21条 契約責任者は、入札書提出期日後に、入札参加者から受領した入札書の開札を行うものとする。(ハ)

(入札書及び入札の無効)

第22条 契約責任者は、開札を行ったときは、入札書を審査し、次の各号の一に該当すると認めた場合は、当該入札書を無効としなければならない。(ハ)

- (1) 入札金額が訂正してある場合
- (2) 入札者の記名押印又はそれに代わる入札者の特定及び改ざんの阻止のための措置が欠けている場合
- (3) 誤字、脱字(数字の脱落を含む。)等により意思表示が不明確な場合
- (4) 入札の目的に示された要件と異なっている場合
- (5) 条件が付されている場合
- (6) 同一入札者の入札書が2通以上投入されている場合
- (7) 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合

2 契約責任者は、入札者が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者の行った入札を無効としなければならない。(ハ)

- (1) 競争に参加するために必要な資格及び条件を満たしていないと認められる者が入札を行った場合
- (2) 電報により入札を行った場合
- (3) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- (4) 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- (5) 社員の職務の執行を妨害して入札を行った場合
- (6) 申請書等に虚偽の記載をしていると認められる場合
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、会社の指示によらなかった場合

3 契約責任者は、前2項により入札書又は入札を無効としたときは、当該入札を行った入札参加者に対し、直ちに当該入札書又は入札を無効とする旨を書面又は電磁的方法により明らかにしなければならない。(ハ)

4 契約責任者は、落札者の入札書又は入札が無効であると認めた場合、落札者の決定を取り消すものとする。(ハ)

(入札書の有効)

第23条 入札の総価をもって契約の相手方を決定するときには、その内訳に誤りがあっても入札書の効力を妨げないものとする。入札の単価をもって契約の相手方を決定する場合において、その総額に誤りがあったときも同様とする。(ハ)

(再度入札)

第24条 調達部長は、第 21 条により開札を行った結果、入札参加者の入札書の価格が契約制限価格を上回っていた場合は、入札参加者に対し、期限を定めて再度入札書の提出を求めることができる。ただし、その回数は1回を限度とする。(ハ)

2 前項の提出に当たっては、当初に入札書を提出しなかった者を加えることができない。(ハ)

3 第1項により再度の入札を行う場合は、契約制限価格その他の条件を変更してはならない。(ハ)

(落札者の決定方法)

第25条 契約責任者は、規程第8条第1項に定める契約制限価格を設定している場合において、当該契約の内容、性質又は目的に鑑み、次の各号の一に掲げる方法により落札者を決定するものとする。(ハ)

(1) 契約制限価格の制限の範囲内において、最低の入札価格を契約の価格とし、当該入札をした者を落札者とする方式(以下「自動落札方式」という。)

(2) 契約制限価格の制限の範囲内において、価格及びその他の条件により算出する評価値が会社にとって最も有利な者を落札者とする方式(以下「総合評価落札方式」という。)

(3) 技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約する方式(以下「技術提案・交渉方式」という。)

2 前項第2号の総合評価落札方式は、次の各号に掲げる方式とし、工事の内容等(工事の規模や技術的難易度)に応じた適切な方式を選定する。(ハ)

(1) 技術提案評価型(高度技術提案タイプ) 部分的な工事目的物の変更を含む提案や高度な施工技術等による提案を評価する方式

(2) 技術提案評価型(施工体制評価タイプ) 施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を評価する方式

(3) 施工能力評価型(施工計画評価タイプ) 会社の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているか施工計画等を確認する方式

(4) 施工能力評価型(施工実績評価タイプ) 会社の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているか企業や技術者の能力等の実績を確認する方式

(5) 施工能力評価型(地域共生タイプ) 会社の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているか企業や技術者の能力等の実績を確認するとともに、地元企業の活用を促進する方式

3 第1項第3号の技術提案・交渉方式は、公告段階で仕様の確定が困難かつ最も優れた技術提案によらなければ工事目的の達成が難しい場合に選択するものとし、工事の内容等に応じて次の各号に掲げる方式から適切な方式を選定する。この場合において、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、契約制限価格を定めるものとする。(ハ)

(1) 技術協力・施工タイプ 最適な仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を

反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式

(2) 設計交渉・施工タイプ 最適な仕様を設定できない工事又は仕様の前提となる条件の確定が困難な工事において、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する方式

(3) 設計・施工一括タイプ 最適な仕様を設定できない工事において、公告段階で仕様の前提となる条件が十分に確定している場合には、設計・施工一括タイプを適用することができ、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に設計及び施工の契約を締結する方式

4 契約責任者は、自動落札方式の場合、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上いるときは、再度の入札による決定は行わず、当該入札を行った2者以上の者による電子くじ等の手続きにより落札予定者を決定するものとする。なお、総合評価落札方式又は技術提案・交渉方式の場合は「同価」を「同評価値」と読み替える。(ハ)

5 契約責任者は、第1項、第2項及び第4項により決定した落札予定者が契約を締結しない場合は、契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、自動落札方式のときは最低の価格をもって申込みをした者、総合評価落札方式又は技術提案・交渉方式のときは最も評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札予定者としてすることができる。(ハ)

6 契約責任者は、規程第8条第2項に定める契約参考価格を設定している場合において、前5項の規定を準用する。この場合において、「契約制限価格」とあるのは、「契約参考価格」と読み替える。(ハ)

7 前項の場合において、契約参考価格の範囲内の価格をもって入札をした者がなかったときは、最低の価格をもって入札したもの又は価格及びその他の条件が会社にとって最も有利な者を協議対象者とし、別に定める協議を経て落札者を決定することができる。(ハ)

8 前項により協議対象者となるべき者が2者以上いる場合、契約責任者は、当該入札を行った2者以上の者による電子くじ等の手続きにより協議対象者を決定するものとする。(ハ)

9 契約責任者は、前2項及び本項の規定に基づき協議対象者を決定する場合において、次の各号の一に該当するときは、次順位者を繰り上げて協議対象者としてすることができる。(ハ)

- (1) 協議対象者が協議に応じないとき
- (2) 協議を経て協議対象者を落札予定者としなないとき
- (3) 協議を経て決定した落札予定者となるべき者が契約を締結しないとき

(低入札価格調査)

第26条 調達部長は、前条第1号から第6号により決定した落札予定者の入札価格が別に定める調査基準価格を下回ったときは、落札者の決定を保留の上、別に定めるところにより低入札価格調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査しなけれ

ばならない。ただし、契約の性質上、当該調査を要しないと認められる契約及びその他調達部長が認めた契約については、当該調査を省略することができる。

2 調達部長は、前項の調査の結果、契約の内容に適合していることが確認できた場合には、落札者の決定の保留を解除の上、その者を契約の相手方とし、そうでない場合又は契約に係る申込みを辞退する旨の申出があった場合には、契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、次順位者を落札予定者と決定するものとする。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札を行った場合には、前項の調査を繰り返すものとする。(ハ)

3 調達部長は、前項の場合においては、その調査の経緯を記載した書面を作成し、保存しなければならない。(ハ)

(落札予定者の告知)

第27条 契約責任者は、落札予定者が決定したときは、その者を契約の相手方とし、その氏名及び落札金額を、落札予定者がいないとき又は再度の入札を行おうとするときはその旨を、落札予定者を決定した日又は落札予定者がいないと決定した日の翌日から起算して7日以内に入札参加者全員に通知するものとする。(ハ)

(入札経過調書の作成)

第28条 契約責任者は、入札を執行したときは、入札状況を明らかにした入札経過調書を、速やかに作成しなければならない。(ハ)

(競争の不調・不落)

第29条 調達部長は、入札参加者がいないとき、入札参加者が全員辞退したとき、又は全ての入札参加者の入札書が無効となったときは、当該競争を不調として取り扱うものとする。(ハ)

2 調達部長は、前項の不調を除き、落札者が決定しなかった場合は、当該競争を不落として取り扱うものとする。(ハ)

3 調達部長は、第1項又は第2項の取り扱いをしようとするときは、契約責任者の承認を得なければならない。(ハ)

第3章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第30条 規程第5条に定める随意契約は、次の各号に掲げる方法によるものとし、その実施方法については別に定める。(ハ)

- (1) 一者随意契約 任意に特定した一者に見積り（契約の申込）をさせる方法
- (2) 企画競争 公告により企画の提案者を募集し、提出された提案を審査して最も優れた提案を特定し、その提案者に見積り（契約の申込）をさせる方法
- (3) 少額随意契約 契約に係る契約制限価格が契約に係る金額が少額である場合に、特定の一者に見積り（契約の申込）をさせる方法
- (4) 不調随意契約 前条第3項に定める承認に基づき特定の一者に見積り（契約の申込）をさせる方法

(随意契約によることができる場合)

第31条 規程第5条第1項第1号から第7号の規定による、随意契約によることができる場合については、別に定める。(ハ)

(随意契約の予定者への通知)

第32条 契約責任者は、随意契約の予定者を決定した場合は、次の各号に掲げる事項について、当該予定者に通知しなければならない。(ハ)

- (1) 見積りする事項
- (2) 契約条項が記載された書面を交付する場所
- (3) 見積書の提出期日
- (4) その他必要な事項

2 契約責任者は、前項の場合において、必要があるときは、随意契約の予定者に対し、次の各号に掲げるもののうち、必要な書類を交付するものとする。この場合においては、第17条第2項及び第18条の規定を、「入札参加者」とあるのは「随意契約の予定者」と、「入札」とあるのは「見積り」と読み替えたうえで、準用する。(ハ)

- (1) 見積・契約事項説明書
- (2) 仕様書
- (3) 図面
- (4) その他必要な書類

(随意契約によるときの契約制限価格)

第33条 第13条及び第14条の規定は、随意契約による場合についても準用する。(ハ)

2 少額随意契約による場合においては、規程第8条第1項ただし書きにより、契約制限価格の設定を省略することができる。(ハ)

(見積書の徴取)

第34条 契約責任者は、随意契約による場合は、随意契約の予定者から、見積書を徴取するものとする。(ハ)

2 第19条から第23条及び第28条の規定は、見積書を徴取する場合に準用する。この場合、「競争契約」とあるのは「随意契約」と、「入札」とあるのは「見積り」と、「入札参加者」及び「入札者」とあるのは「随意契約の予定者」と、「入札書」とあるのは「見積書」と、「入札書等」とあるのは「見積書等」と、「競争」とあるのは「随意契約」と、「開札」とあるのは「見積徴取」と、「入札状況」とあるのは「見積状況」と、「落札者」とあるのは「随意契約の相手方」と、「入札経過調書」とあるのは「見積経過調書」と読み替える。(ハ)

(随意契約の相手方の決定)

第35条 契約責任者は、前条第1項により見積書を徴取したときは、契約制限価格の範囲内で見積りを行った者を契約の相手方とするものとする。(ハ)

2 契約責任者は、見積徴取を行った結果、契約制限価格の範囲内の見積りがない場合は、第24条の規定を準用して再度見積徴取することができる。この場合、「開札」とあるのは「見積徴取」と、「入札参加者」とあるのは「随意契約の予定者」と、「入札書」とあるのは「見積書」と、「入札」とあるのは「見積り」と読み替える。(ハ)

第4章 契約の締結

(契約締結の通知)

第36条 契約責任者は、契約の相手方を決定したときは、直ちに、契約を締結する旨の通知をしなければならない。(ハ)

2 契約責任者は、前項の通知をするときは、当該契約の締結日その他必要な事項を明らかにしておかなければならない。(ハ)

(契約の締結)

第37条 契約責任者は、契約を締結するときは、次の各号に掲げる事項のうち、当該契約に必要なものを記載した契約書を作成し、契約の相手方と取り交わすものとする。(ハ)

- (1) 契約の目的
- (2) 契約年月日
- (3) 対価の額
- (4) 履行の期限又は期間
- (5) 受渡場所
- (6) 契約保証金に関する事項
- (7) 前金払に関する事項
- (8) 履行の確認又は検査の時期
- (9) 請求書の受理箇所
- (10) 対価の支払の時期及び箇所
- (11) 契約の内容の変更又は履行の中止の場合における損害の負担に関する事項
- (12) 債務不履行の場合における損害賠償に関する事項
- (13) 契約解除に関する事項
- (14) 危険負担に関する事項
- (15) 損害の負担に関する事項
- (16) 契約不適合責任に関する事項(ツ)
- (17) 債権の譲渡及び履行の委任に関する事項
- (18) 対価の受領委任に関する事項
- (19) 物価又は賃金等の著しい変動に基づく契約金額の変更に関する事項
- (20) 相殺に関する事項
- (21) 契約に関する紛争の解決方法
- (22) その他必要な事項

(契約書の附属書類)

第38条 契約責任者は、契約書を作成するに当たり、次の各号に掲げるもののうち、契約の

性質又は目的に応じ、当該契約に必要と認められる書類を契約書の附属書類として、契約書の一部としての効力を持たせなければならない。(ハ)

- (1) 特記仕様書
- (2) 共通仕様書
- (3) 図面
- (4) 質疑応答書
- (5) その他契約に必要な書類

(契約書作成の省略)

第39条 契約責任者は、規程第10条のただし書きにより契約書の作成を省略する場合は、見積書に契約の名称、履行場所、履行期限及び契約金額のほか契約上必要な事項を記載してこれに代えるものとする。この場合の附属書類については、前条の規定を準用する。(ハ)

(基本契約書)

第40条 契約責任者は、継続的に取引を行う場合、又はその他特に必要と認める場合は、継続的取引の基本となる条項を記載した基本契約書を取り交わすことができる。(ハ)

2 前項の基本契約書を取り交わした場合は、第37条及び第38条の規定にかかわらず、個々の取引に係る契約書の作成を省略することができる。(ハ)

(契約保証金の納付)

第41条 契約責任者は、工事及び設計に係る請負契約を締結するときは、規程第11条の規定に基づき、契約の相手方から契約金額の10分の1以上の契約保証金を納めさせなければならない。なお、第26条の低入札価格の調査を実施した場合、又は別に定める場合においては、10分の3以上としなければならない。(ハ)

2 契約責任者は、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。(ハ)

- (1) 契約金額が400万円未満であるとき(ア)
- (2) 災害復旧等緊急対応工事で、資産信用とも確実と認められる者を契約の相手方とするとき
- (3) 契約の相手方が連結子会社等管理規程(平成19年3月28日規程第17号)に定める連結子会社であるとき(ア)
- (4) 契約の相手方が連結子会社を構成員に含む共同企業体であるとき(ア)
- (5) その他契約責任者が認めたとき

(契約保証金の種類)

第42条 規程第11条の規定による保証金の納付は、次の各号の一に掲げる保証の提供をもってこれに代えることができる。(ハ)

- (1) 確実と認められる有価証券
- (2) 銀行の連帯保証書
- (3) 保証事業会社の保証証書

- (4) 保険会社が交付する公共工事履行保証証券
- (5) 契約の相手方が保険会社と結んだ会社を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券
- (6) 前各号に掲げるもののほか、調達部長が確実と認めるもの

2 前項第1号の有価証券には、提供者をして、債務不履行があった場合における質権の処分に関し、会社に一切の権限を委任する旨を記載した委任状を添付させるものとする。(ハ)

第5章 契約の履行

(債務の履行の委任、債権の譲渡等の承認)

第43条 契約責任者は、契約の相手方が第三者に対し、債務の全部又は大部分若しくは主要部分の履行を委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、特に認める場合はあらかじめ書面による届出をもって行わせることができる。(ハ)

2 契約責任者は、契約の相手方が債権を譲渡し、又は担保に供した場合は、遅滞なく書面により届出をさせるものとする。(ハ)

(受領委任)

第44条 契約責任者は、契約の相手方が第三者に対し、当該契約に基づく対価の請求、受領又は請求及び受領を委任しようとする場合は、あらかじめ書面により届出をさせるものとする。(ハ)

(延期及び履行遅滞)

第45条 契約責任者は、規程第12条第1項に定める場合は、相当の期間、その期限を延長することができる。(ハ)

2 契約責任者は、規程第12条第2項に定めるときは、契約を解除しないで、相当の期間、履行遅滞として取り扱うことができる。(ハ)

(延滞金)

第46条 契約責任者は、規程第12条第2項により履行遅滞の取り扱いをした場合は、その履行遅滞に係る給付の額及び遅滞日数に応じ、次の割合で計算した金額を延滞金として徴収するものとする。ただし、調達部長が特に認めるときは、これによらないことができる。(ハ)

- (1) 契約の相手方の債務が金銭以外の給付を目的とする場合は、契約金額に対し遅滞日数に応じ年5.0パーセント以上
- (2) 契約の相手方の債務が金銭の給付を目的とする場合は、年5.0パーセント以上

(損害負担の措置)

第47条 契約責任者は、契約の成立後、当該契約の履行に関して生じた損害（第三者への損害を含む。）については、会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約の相手方の負担とするものとする。(ハ)

2 契約責任者は、前項の規定にかかわらず、天災やその他の不可抗力によって生じた損害

については、特段の約定をすることができる。(ハ)

(危険負担)

第48条 契約責任者は、契約の成立後、履行完了前に当事者双方の責めに帰すことができない事由により、目的物が滅失又はき損し、契約の相手方がその債務の全部又は一部を履行することが不能となった場合は、当該目的物の滅失又はき損は契約の相手方負担とするものとする。なお、会社の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。(ハ)

(履行提供前の適正な履行の確保措置)

第49条 契約責任者は、契約の適正な履行を確保するために必要があるときは、契約の履行提供前に、当該契約の履行を監督する補助者(工事に係る契約及び役務の調達のうち維持又は修繕に係る契約については「監督員」、その他の契約については「調査職員」といい、以下総称して「監督員等」という。)を、発注部室長に当該契約の履行に係る業務を担当する社員の中から任命させ、契約の相手方にその氏名を通知しなければならない。(タ) (ハ)

2 発注部室長は、契約の履行に関して監督員等から随時に報告を受けるとともに、契約責任者の要求に基づき、又は随時に、契約の履行に関して契約責任者に報告しなければならない。(タ) (ハ)

3 規程第16条第1項の管理・監督の方法については別に定める。(ハ)

(検査及び検収)

第50条 契約責任者は、契約の相手方が債務の履行を完了したときは、その旨の届出の提出を求めるものとする。なお、役務の調達その他成果物を伴わない契約については、別に定めるところにより、当該届出を省略することができる。(ハ)

2 契約責任者は、前項の届出を受けたときは、規程第16条第2項に基づき、別に定めるところにより、速やかに発注部室長に検査を行わせなければならない。なお、物件の購入の契約を締結した場合は「検査」を「検収」と読み替える(以下次項から第5項において同じ。)(ハ)

3 契約責任者は、前項の検査が完了した場合は、検査を担当する社員(以下「検査員」という。)に対し、当該契約の内容により定められた検査の結果について、検査調書を作成させなければならない。(ハ)

4 契約責任者は、検査員に対し、業務上の必要により又は契約の性質若しくは目的により、引き渡し又は納入完了部分の全部について、検査を行わせることが困難な場合等においては、任意に抜取りの上で検査させることができる。(ハ)

5 契約責任者は、検査の結果、債務の履行の全部又は一部が契約に違反し、又は不当であると認めた場合は、契約の相手方に対し、履行の追完を求めなければならない。(ハ)

6 少額随意契約による場合において、第1項から第3項は適用しないものとし、検査及び検収の実施方法については別に定める。(ハ)

(納入の時期)

第51条 契約責任者は、物件の購入の場合において、受渡場所における契約の目的物に対す

る検収の合格をもって、当該目的物の納入があったものとする。

(契約保証金の返還)

第52条 調達部長は、契約保証金を徴している場合は、契約の相手方が債務の履行を完了した後において、契約保証金を返還するものとする。

(対価の支払)

第53条 契約責任者は、契約の相手方（国等を除く。以下本条及び次条において同じ。）に対価を支払うときは、その者をして債務の履行完了後、適正な請求書を、約定した受理箇所に提出させなければならない。(ハ)

2 調達部長又は発注部室長は、契約の相手方から適正な請求書を受領したときは、当該請求書を受領した日の属する月（以下「基準月」という。）を基準として、次の各号の一に掲げる日に対価を支払うものとする。ただし、特段の約定をした場合は、この限りでない。(ハ)

(1) 工事若しくは製造の請負又は役務（継続的又は定期的に履行されるものを除く。）の契約にあつては基準月の翌々月 10 日。ただし、当日が金融機関の休業日にあたる場合は、当日より前の当日に最も近い営業日とする。(ハ)

(2) 前号以外の契約にあつては基準月の翌月 25 日。ただし、当日が金融機関の休業日にあたる場合は、当日より前の当日に最も近い営業日とする。

3 調達部長又は発注部室長は、第 1 項の請求書を受領した後、その内容に誤りがある場合は、その事由を明示して、これを契約の相手方に返付するものとする。この場合においては、訂正した請求書を受領した日の属する月を基準月とする。(ハ)

4 調達部長は、国に対し、契約に基づく対価の支払をする場合は、国の定めるところによるものとする。

(遅延利息)

第54条 契約責任者は、天災やその他の不可抗力のやむを得ない事由による場合を除き、前条第 2 項各号の支払期日を経過して対価を支払うときは、その期日の翌日から対価の支払をする日までの遅滞日数に応じ、その支払金額に対し年 5.0 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払う旨の約定をすることができる。(ハ)

(部分払及び出来形払)

第55条 契約責任者は、性質上可分の工事の請負又は物件の購入の場合において、契約の相手方の債務の履行完了前にその一部について引渡しを必要とするときは、当該目的物の一部の引渡しを受け、その引渡部分に相当する対価の支払いをすることができる。(ハ)

2 契約責任者は、工事の請負の場合において、工事完了前にその目的物の引渡しを受けないで当該工事の出来形並びに工事現場に搬入してある工事材料の搬入量及び製造工場等にある工場製品の製造量に基づき、契約の相手方に対し、請負代金の一部の支払いをすることができる。(ハ)

3 契約責任者は、前 2 項に定める以外の契約の場合において、業務の運営上必要があるときは、契約の相手方の債務の履行完了前に対価の支払をすることができる。(ハ)

(前金払、中間前金払及び概算払)

第56条 契約責任者は、契約の性質、目的又は業務の運営上必要があると認めるときは、別に定めるところにより、前金払、中間前金払又は概算払をする旨の約定をすることができる。
(ハ)

(契約不適合責任)

第57条 契約責任者は、契約責任者は、規程第 18 条に定める場合は、契約の相手方に対し相当の期間を定めて履行の追完若しくは損害賠償を請求し、又は履行の追完とともに損害賠償を請求するものとする。(ツ) (ハ)

2 契約責任者は、前項の場合において、契約責任者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。なお、別に定める場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができるものとする。(ハ)

第 6 章 契約の解除及び変更

(契約の有償解除)

第58条 契約責任者は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合又は会社の事業運営上必要がある場合は、契約の全部又は一部を解除することができるよう約定しておかなければならない。(ハ)

- (1) 契約の相手方が正当な事由によらないで、債務の全部又は一部を履行しない場合又は約定期限までに債務の履行を完了する見込みがない場合
- (2) 第 57 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査等の際し、契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が監督員等の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は不正な行為があった場合
- (3) 契約の相手方に契約を履行するに必要な資格がないことが判明した場合
- (4) 契約の相手方が、その者の責めに帰すべき事由によって、約定期限までに債務を履行することができない場合であって、第 53 条第 2 項の規定による履行遅滞として取り扱うことができない場合
- (5) 契約の相手方が公正な価格を害し又は不正な利益を得るために連合したことが明らかとなったとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が、契約上の義務に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められる場合

2 契約責任者は、前項の規定により契約を解除した場合は、契約の相手方から違約金を徴するものとする。この場合における違約金は、契約金額の 10 分の 1 を下回らない範囲で調達部長がその都度定めるものとする。ただし、単価契約による場合は、調達部長が適当と認める金額をその都度定めるものとし、契約の一部を解除した場合は、その解除部分に相当する金額に対してのみ違約金を徴することができるものとする。

3 契約責任者は、前項の規定により違約金を徴する場合であって、契約保証金を納付させているときは、物件の売却の場合を除き、当該保証金の全部又は一部を違約金にあてること

ができる。

(契約の無償解除)

第59条 契約責任者は、前条第1項の各号の一に該当しない場合として別に定める場合は、違約金を徴さないで契約の全部又は一部を解除することができるものとする。(ハ)

(契約書等の変更)

第60条 契約責任者は、契約の内容を変更した場合は、契約書(請書を含む。)及びその附属書類を、速やかに改訂しなければならない。(ハ)

(変更による損害の補填)

第61条 契約責任者は、契約の内容を変更し、又は債務の履行を一時中止させる場合において、これにより契約の相手方に損失を与えたときは、相当と認める補償をすることができる。(ハ)

第7章 雑則

(支払い措置)

第62条 契約責任者は、契約の相手方に対し債権を有する場合、会社が契約の相手方に対し負担する債務の支払いに当たり、当該債権の額を支払金額から控除し、なお不足がある場合には、その不足額を請求できるよう措置しなければならない。(ハ)

(契約の更新)

第63条 契約責任者は、存続期間を定めて締結した契約について、その期間経過後、一定期間につきその契約を更新することができる旨の約定をすることができる。

(取締役会等への報告)

第64条 調達部長は、予算執行に関する取締役会の決議又は経営会議の承認を経ているものについて契約を締結したときは、これを取りまとめてそれらの会議で報告しなければならない。

2 調達部長は、契約を締結したときは、所管部室長及び予算執行の権限者に報告するものとする。

(要領の制定)

第65条 この細則の実施に必要な事項については、調達事務要領その他の要領で別に定める。(ハ)

附則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日前に、従前の契約規程(平成16年規程第12号)及び契約事務細則(平成16年細則第8号)に基づき締結された契約については、この細則の施行日をもって調達

部長が所管するものとする。

3 この細則の施行日前に従前の契約規程（平成 16 年規程第 12 号）及び契約事務細則（平成 16 年細則第 8 号）に基づく工務部長及び財務部長が手続きを行っていたものであってこの細則の施行日において契約締結に至っていないものについては、調達部長がこれを引き継ぎ、同日をもって契約責任者間の引継ぎも行われるものとする。

附則（平成 19 年 6 月 21 日細則第 11 号）（ア）
この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 7 月 26 日細則第 13 号）（イ）
この細則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 12 月 5 日細則第 5 号）（ウ）
この細則は、平成 20 年 12 月 5 日から施行し、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

附則（平成 21 年 4 月 1 日細則第 2 号）（エ）
この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 6 月 18 日細則第 6 号）（オ）
この細則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 7 月 1 日細則第 9 号）（カ）
この細則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 21 年 9 月 3 日細則第 12 号）（キ）
この細則は、平成 21 年 9 月 4 日から施行する。

附則（平成 22 年 11 月 18 日細則第 9 号）（ク）
この細則は、平成 22 年 11 月 18 日から施行する。

附則（平成 23 年 8 月 1 日細則第 4 号）（ケ）
この細則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日以降、応募を開始する契約から適用する。

附則（平成 25 年 6 月 12 日細則第 3 号）（コ）
この細則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 6 月 20 日細則第 3 号）（カ）
この細則は、平成 26 年 6 月 20 日から施行する。

附則（平成 26 年 6 月 30 日細則第 8 号）（シ）
この細則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 6 月 29 日細則第 9 号）（ス）
この細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 1 月 10 日細則第 8 号）（セ）
この細則は、平成 29 年 1 月 10 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附則（平成 29 年 11 月 9 日 2017 年度 財調企第 1044 号）（ソ）
この細則は、平成 29 年 11 月 9 日から施行し、第 43 条第 3 項及び第 5 項、第 46 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定については、平成 29 年 10 月 30 日以降に発議された契約から適用する。

附則（平成 30 年 6 月 28 日 2018 年度 財調企第 1016 号）（タ）
この細則は、平成 30 年 6 月 28 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 31 年 4 月 25 日 2019 年度 管総総第 1023 号）（チ）
この細則は、2019 年 5 月 1 日から施行する。

附則（2020 年 3 月 30 日 2019 年度 管総総第 1154 号）（ツ）
この細則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附則（2020 年 10 月 7 日 2020 年度 財調企第 1052 号）（テ）
この細則は、2020 年 10 月 7 日から施行する。

附則（2021 年 1 月 5 日 管総総第 1119 号）（ト）
この細則は、2021 年 1 月 5 日から施行し、2021 年 1 月 1 日から適用する。

附則（2022 年 3 月 29 日 2021 年度 財調企第 1066 号）（ナ）
この細則は、2022 年 3 月 23 日から施行し、2022 年 4 月 1 日から適用する。

附則（改正 2022 年 6 月 10 日 2022 年度 財調管第 1147 号）（ニ）
この細則は、2022 年 6 月 10 日から施行する。

附則（改正 2023 年 1 月 17 日 2022 年度 財調管第 1702 号）（ヌ）
この細則は、2023 年 1 月 17 日から施行する。

附則（改正 2023 年 10 月 31 日 2023 年度 財調管第 1476 号 ）（ネ）
この細則は、2023 年 10 月 31 日から施行する。

附則（改正 2024年2月8日 2023年度 財調管第1687号）（イ）
この細則は、2024年2月8日から施行する。

附則（改正 2024年3月28日 2023年度 財調管第1846号）（ハ）
この細則は、2024年4月1日から施行し、2024年4月1日以降に予算執行を起案する新規の契約から適用する。

附則（改正 2025年2月26日 2024年度 財調管第2558号）（ヒ）
この細則は、2025年2月27日から施行する。
ただし、細則第40条の2第4項第2号に規定される事項については、2025年4月1日以降に契約内容の履行が開始されるものについて適用する。

附則（改正 2025年6月19日 2025年度 財調管第1185号）（フ）
この細則は、2025年7月1日から施行する。

附則（改正 2026年3月30日 2025年度 成財調管第2178号）（ヘ）
この細則は、2026年4月1日から施行する。ただし、第25条第2項及び第3項の規定の施行日は別に定めるところによるほか、2026年3月31日以前に予算執行を起案した契約についてはなお従前の例による。